

## 生駒市路上喫煙防止条例（案）

### パブリックコメントでいただいたご意見と市の考え方

○意見募集期間 平成27年8月3日（月）から9月3日（木）まで

○意見提出者数 12人

郵送6人 ファクス2人 電子メール4人

○意見提出件数 26件

生駒市環境保全課

## パブリックコメントを受けて修正した条例（案）の内容

パブリックコメントでお示した路上喫煙防止条例（案）においては、市内全域での路上喫煙を禁止していました。しかし、喫煙場所を確保すべきという意見が多く寄せられたため、市内全域では歩きたばこを禁止し、路上喫煙については周辺への配慮や灰皿の使用を義務化し制限を加えるよう条例（案）を修正しました。一方で、禁止地区では喫煙による被害を防止するため、原案と同様に、歩行の如何を問わず公共の場所での喫煙を禁止します。

これに伴い、修正後の条例では下記のとおり一部用語等が変更されております。

（原案）

（修正後）

条例名	生駒市路上喫煙防止条例	→	条例名	生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例
路上喫煙	道路等（道路等の管理権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。）において喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中にこれらの行為を行うことを含む。）をいいます。	→	歩きたばこ	公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に喫煙し、又は歩行中に火のついたたばこを所持することをいう。
道路等	広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいいます。	→	路上喫煙	公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
路上喫煙禁止重点地区		→	公共の場所	道路、広場、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
		→		歩きたばこ及び路上喫煙禁止区域（以下、単に禁止区域という。）

意見の概要	頂いたご意見の概要	市の考え方	意見数
条例化に賛成する意見	人通りが少なく監視の目がない場所では、平気で喫煙するのではないか。周囲への受動喫煙やマナーのない行動が多く見受けられるので、路上での喫煙は制限するべき。	条例案への意見を聞くために開催した「生駒市路上喫煙の防止対策懇話会」でも、市民や関係団体の代表者から、駅前だけではなく、住宅街、通学路についても、歩きながらの喫煙やたばこのポイ捨てが目につくといった意見が出されました。歩行者に火傷を負わせたり、衣類に焼け焦げをつける等の迷惑行為を未然に防止し、安全で快適な生活環境を確保するため、この条例では、公共の場所での喫煙を規制することとします。	4
条例化に反対する意見	喫煙自体が個人の自由意志による行為であることもあり、マナーやモラルの問題を条例により規制するべきではない。喫煙そのものが制限される環境になれば、たばこの売上低迷により廃業する小売店が多くなることが予想される。	この条例の趣旨は、喫煙行為そのものを否定するものではなく、公共の場所での他人の身体・財産に危険を及ぼすおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底しようとするものです。市民、事業者、行政が互いに協力しながら、マナーの向上に向けた取り組みを進めたいと考えています。	3
喫煙場所を確保すべきという意見	<p>喫煙所が設置されている公共施設が少ないため、道路での喫煙を制限されてしまうと、外で喫煙する場所がなくなるのではないか。年間数億円のたばこ税を納めている喫煙者の立場を考えて、喫煙所の確保をお願いしたい。</p> <p>喫煙者と非喫煙者の双方にとって快適である街づくりをすすめるためにも、複数の喫煙所を整備する必要がある。共存を図りながら安全、健康で美しく快適な生活環境の確保を目指していくべきである。</p> <p>重点地区内には条例遵守、マナー向上のため、喫煙所の設置は複数箇所に必要である。</p>	<p>「公共の場所での喫煙を市内全域で禁止すると喫煙できる場所がなくなってしまう」という意見が多数寄せられましたので、この条例では、市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止することに修正しました。</p> <p>この条例では、特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所を「禁止区域」に指定することができ、特に必要がある場合は、指定喫煙場所を設けることができますとしています。</p> <p>禁止区域周辺での違反やポイ捨て等を防ぐとともに、公共の場所でのルールに則った喫煙を徹底するために、適切な喫煙場所の配置は必要であると考えています。</p> <p>具体的な指定喫煙場所の設置については、周辺住民等と十分協議した上で決定したいと考えています。</p> <p>市の公共施設については、引き続き受動喫煙を防止するための対策を徹底してまいります。</p>	7
喫煙場所を確保すべきでないという意見	路上には喫煙所を設けないでほしい。灰皿だけの喫煙所では煙が広がり、受動喫煙の被害が生じてしまう。	「禁止区域」を指定した場合は、一定の指定喫煙場所を設置することを想定していますが、設置に当たっては、歩行者の動線や建物の出入口との距離等を充分考慮するとともに、煙を極力拡散させないための仕切り(パーテーション)を設置するなど、煙による悪影響等が周囲に及ばないための措置を講じることとします。	1

周知の徹底を要望する意見	喫煙制限に係る周知やマナー啓発は徹底的に実施していただきたい。	屋外での喫煙による火傷や他人のたばこの煙を吸うことによる被害、吸殻のポイ捨てによる環境の悪化等を防止するために、この条例の目的や喫煙規制の内容について、市民や事業者の皆さんに的確にお伝えするための周知啓発を積極的に進めてまいります。	2
ポイ捨てに関する意見	ポイ捨て禁止についての周知も同時に行うべきではないか。たばこのポイ捨ては、減っておらず、目立たないマンホールや道路側溝に捨てられるようになっていきます。	ポイ捨てについては、平成23年1月から施行している「生駒市まちをきれいにする条例」で禁止規定を設けています。 まちをきれいにする条例により実施している啓発活動などの取組と連携しながら、歩きタバコ及び路上喫煙防止の啓発を積極的に進めていきます。	6
	路上喫煙禁止重点地区を設けることにより、重点地区以外の区域で、吸い殻の散乱が懸念される。	喫煙による被害を防止する必要性が高い場所として「禁止区域」を指定した場合は、周辺でのポイ捨てを防止するためにも適切な喫煙場所を設置する必要があると考えています。	
規制の対象に関する意見	駅構内及び駅周辺は市民が自由に出入りする場所なので、規制するべきではないか。条例案の中では事業者の管理区域となり、規制できないように記載されている。	この条例では、駅周辺の歩道や広場などについても規制の対象となります。特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所は、「禁止区域」に指定し、罰則が適用されることとなります。 一方、駅構内など私有地については、条例の規制が及ばないところですが、鉄道事業者を含め事業者においては、受動喫煙や火傷の被害が及ばないようにするための環境整備（灰皿の撤去、移設等）の努力義務が課されることとなりますので、積極的な取組を促していきたいと考えています。	1
罰則の適用に関する意見	罰則が適用される重点地区については、地域の実情及び特性を十分に考慮し、必要最低限の指定を希望する。	「禁止区域」は、特に人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性が高い場所を指定することができるもので、禁止区域内で歩きタバコ及び路上喫煙を行い、勧告・命令に従わなかった場合には過料を科すこととしています。 条例に罰則を設けているのは、金銭の徴収が目的ではなく、違反者等に条例の目的を理解してもらい、マナーやモラルの向上を図るためですが、禁止区域の具体的な場所については、地域の状況を踏まえ、市民や関係団体の皆さんのご意見を伺った上で、施行から1年を目途に決定したいと考えています。	2

# 生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例(案)の概要

## 条例の内容

### 責務規定

#### 市の責務

目的を達成するため、市民等や事業者への啓発や支援など、必要な施策を実施する。

#### 市民等の責務

歩きたばこ及び路上喫煙の防止に対する関心及び理解を深める。  
市が実施する施策に協力する。

#### 事業者の責務

管理権限を有する場所で灰皿の撤去等により環境の整備を行う。  
従業員など関係者の意識啓発を図る。  
市が実施する施策に協力する。

### 用語の意味

#### 市民等

市民、市内に勤務・通学する者、市内を通過する者

#### 歩きたばこ

公共の場所において、歩行中に喫煙し、又は歩行中に火のついたたばこを所持すること

#### 路上喫煙

公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること

### 歩きたばこの禁止

市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止します。

### 路上喫煙の制限

下記条件を満たさなければ路上喫煙することはできません。

- ・他者の通行の妨げとならない場所に停止する。
- ・自らの喫煙により他人に煙を吸わせないようにする。
- ・吸い殻入れを使用する。

### 禁止区域での歩きたばこ及び路上喫煙の禁止

市は、歩きたばこ及び路上喫煙を特に禁止する必要があると認める区域を「歩きたばこ等禁止区域」に指定することができます。

併せて、禁止区域内で喫煙可能な指定喫煙場所や時間帯の指定も可能としています。

#### 禁止区域内で歩きたばこ又は路上喫煙をした者への対応

##### 勧告

禁止区域内で歩きたばこや路上喫煙をしている者に対し是正や中止を勧告します。

##### 命令

勧告に従わない場合、勧告に従うべきことを命じます。

##### 過料

命令に従わない場合、2万円の過料を科します。

## 生駒市まちをきれいにする条例の改正

本条例の制定に伴う規制内容の重複を避けるため、「生駒市まちをきれいにする条例」から喫煙の制限に係る内容を削除します。